

第4章 施設分類ごとの管理等に関する基本的な方針

本章では施設分類ごとに個別施設計画や各施設分類の特性を踏まえた管理や整備等に関する基本的な方針を示す。

1 学校施設

(1) 施設概要

「大津市学校施設長寿命化計画（令和3年3月）」によると、本市が保有する学校は小学校37校、中学校18校の計55校であり、管理する建物は、406棟、床面積は、小学校：235,759㎡、中学校：149,760㎡となっている。

そのうち、80%が築年数30年以上の建物であり、その内訳は築30年以上40年未満の建物が25%、築40年以上50年未満の建物が41%、築50年以上の建物が14%となっている。

今後、限られた財源の中で、学校施設の適正な維持管理が課題となっている。

(2) 施設の管理等に関する基本的な方針

1) 予防保全による施設の長寿命化への転換

施設に不具合が発生する前に改修を行う「予防保全」への転換を図り、大規模な長寿命化改良及び日常的な維持管理を計画的に行うことで、経費の縮減と平準化を図るとともに、学校施設における安全・安心の確保に努める。

2) 学校施設的环境・機能向上

児童・生徒、教職員だけでなく、地域住民の利用や避難所としての機能にも配慮し、便器の洋式化や配管の更新等を含めたトイレ全体の改修や、多目的トイレの整備、段差の解消及び手すりの設置など、バリアフリー化を行うことで環境改善を図り、誰もが利用しやすい施設整備を進める。更に、機能向上の観点から、ICT機器などの整備や、多様な学習内容・学習形態に柔軟に対応できる環境の整備を進める。

3) 効率的な施設整備

さらなるコスト削減のため、将来を見通した学校施設整備を検討する。

長寿命化改良時には、構造や工法を検討することによりイニシャルコストを削減するとともに、耐久性やメンテナンス性を考慮した整備手法を採用することで、ランニングコスト削減に努める。

また、児童・生徒数の推移や教室の利用状況を勘案し、児童クラブ等の公共施設を学校に機能集約することや、減築を検討する。なお、検討の際には、中長期的な観点からライフサイクルコストを考慮し、改築も視野に入れ、総合的に判断する。

2 市営住宅

(1) 施設概要

「大津市公営住宅等長寿命化計画（令和2年3月）」によると、市営住宅のうち計画対象となる管理住宅は、平成31年現在2,848戸、うち耐火建物が2,602戸（91.4%）、簡易耐火建物が234戸（8.2%）、木造建物が12戸（0.4%）である。構造別では中層建物が2,272戸、79.8%を占めている。

耐用年限を超過する建物は、平成30年以前で29棟であったが、令和元年から令和12年までに13棟が該当する。その後も増加し、令和52年までに125棟が耐用年限を超過する。

(2) 施設の管理等に関する基本的な方針

1) 定期点検及び日常点検に関する基本方針

ストックの改善・修繕履歴、計画等データを一元的に管理し、計画的な改善・修繕等の推進を図る。

日常的な保守点検の中であるストックの状況を的確に把握し、建物の老朽化や劣化による事故を防ぐとともに、長寿命化を維持するため、予防的な改善・修繕事業を適切に実施することでライフサイクルコストの縮減に努める。

2) 計画修繕の実施方針

市営住宅等を長期にわたって良好に維持管理していくためには、建物の内外装・設備等の経年劣化に応じて適時適切な修繕を計画的に実施していくことが必要であり、これを確実に実行していくためには、将来見込まれる修繕工事の内容・修繕時期・必要となる費用等についてあらかじめ想定し、長期的視点において修繕計画を定める必要があり、長寿命化計画期間外の長期にわたる修繕計画として「長期修繕計画」を作成して計画的、総括的な修繕を実施していく。

3 斎場

(1) 施設概要

「大津市斎場（志賀聖苑・大津聖苑）個別施設計画第1期（令和2年10月）」によると、本市では、「大津聖苑」と「志賀聖苑」の2施設を保有しており、平成24年度以降は指定管理者が管理運営を行っている。

各施設は火葬棟・葬祭棟の二棟からなる。火葬は民間代替可能性が低いが、葬儀は民間代替可能性がある。葬祭棟は、社会環境や住民ニーズ等を考慮して整備された経緯がある。

火葬及び火葬場の管理については、墓地、埋葬等に関する法律に定めがあるとおおり、「国民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われる」必要があり、地域の公衆衛生を担う重要施設である。

(2) 施設の管理等に関する基本的な方針

修繕は、計画的な予防保全、計画外の事後保全を適切に行っていく。また、IoTを活用した設備機器の遠隔保守など、コスト減につながる取組を検討していく。

管理運営方法については当面指定管理者制度を継続するが、将来的には PPP/PFI 導入を検討する。PPP/PFI は、従来手法のような分離発注・仕様発注・短期契約ではなく、一括発注・性能発注・長期契約のため、運営や維持管理費用も含めた施設のライフサイクルコスト縮減が見込める。

4 道路

4.1 道路

(1) 施設概要

本市では、令和3年4月時点では、6,145路線、実延長約1,522kmの市道と自転車歩行者道254路線、整備延長12.5kmを管理している。このうち、幹線市道（1級市道、2級市道）は国道を補完し県道とともに幹線道路網を構成する道路であり、都市計画道路等の重要な路線である幹線1級市道の整備延長が約170km、次いで重要な幹線2級市道が約102kmとなっている。その他市道延長は約1,251kmであり、主に生活道路として利用されている。

本市では、古くから大阪・京都のベッドタウンとして郊外部の開発が行われてきたことから、宅地開発に伴い道路整備延長が伸びている。また、高規格道路ネットワークの変化への対応と、近年の急激な市街化の進展による交通環境の悪化に対応するために、道路整備プログラムを策定し、計画的に道路整備が進められている。

「舗装長寿命化修繕計画（令和2年12月）」によると、平成25年度に路面性状調査を行っており、結果ひび割れ率は平均で13.0%、わだち掘れ量は平均で8.2mmであり、舗装の状態を総合的に示す指標であるMCI（維持管理指数）は平均で5.4であった。管理道路の全体傾向としては、破損の程度は小さく、比較的良好な状況である。

しかし一方では、修繕が必要とされるMCI4.0以下が全体の17%あり、また修繕することが望ましいとされるMCI5.0以下の割合は、24%となっており、路盤の健全性が失われた後の覚知となった場合、道路機能を回復・維持・確保するためには大規模補修が必要となり、多額の予算確保が大きな課題となる。

図表 4-4-1 道路整備延長

分類	本計画(初版) (H27.10.1時点)		本計画 (R3.4.1時点)		増減	
	路線数	整備延長 (km)	路線数	整備延長 (km)	路線数	整備延長 (km)
一般道路（市道）	5,861	1,482.5	6,145	1,521.9	284	39.4
一級市道	78	168.7	78	169.5	増減なし	0.8
二級市道	89	96.4	92	101.8	3	5.4
その他市道	5,694	1,217.4	5,975	1,250.6	281	33.2
自転車歩行者道	228	12.2	254	12.5	26	0.3
合計	6,089	1,494.7	6,399	1,534.4	310	39.7

(2) 施設の管理等に関する基本的な方針

従来は、路面に発生したひび割れやポットホールの部分補修を行いながら、路盤の健全性が失われる前に修繕を行う対処療法的な「事後保全型」の維持管理を行ってきたが、今後、幹線道路等においては、定期的な点検・診断の結果により適切な時期に修繕や補修を行う「予防保全型」の維持管理を行い、効果的かつ効率的な維持管理を推進する。

4.2 橋梁

(1) 施設概要

本市では、令和3年4月時点では、1,003橋を管理している。橋梁についても道路と同様に都市化の進展により整備されてきた経緯がある。

橋梁数の推移は、本計画（初版）作成時（平成27年10月1日時点）から道路橋が28橋増加、横断歩道橋が1橋減少している。

「大津市橋梁長寿命化修繕計画（令和3年4月）」によると、平成26年度より「橋梁定期点検要領」に基づいた点検を行っている。

この点検結果を基に緊急輸送道路上に位置する橋梁など、重要橋梁と判断した170橋について平成24年度及び平成25年度に長寿命化修繕計画を策定し、計画的な修繕を開始し平成26年度以降には計画に基づいた修繕を実施している。

図表 4-4-2 橋梁数

分類	本計画(初版) (H27.10.1時点)	本計画 (R3.4.1時点)	増減
	橋梁数(橋)	橋梁数(橋)	橋梁数(橋)
道路橋	960	988	28
一級市道	159	162	3
二級市道	78	80	2
その他市道	723	746	23
横断歩道橋	16	15	-1
合計	976	1,003	27

(2) 施設の管理等に関する基本的な方針

損傷が軽微な段階（健全性Ⅱ）で補修を行う「予防保全型の管理」を基本とし、補修が急がれる健全性Ⅲの橋梁をできる限り早期に対策しつつ、予防保全型の管理に移行し橋梁の長寿命化とライフサイクルコストの最小化を図る。

4.3 トンネル

(1) 施設概要

本市では、令和3年4月時点では、市道幹2028号線に整備された2本のトンネルを管理している。

図表 4-4-3 トンネル一覧

分類	本計画(初版) (H27.10.1時点)	本計画 (R3.4.1時点)	増減	
トンネル	2箇所、627m	同左	増減なし	
内訳	路線名	市道幹2028号線		同左
	トンネル名 延長、幅員 完成年度	曾束第一トンネル 延長420m、幅員7m H10年度完成		同左
		曾束第二トンネル 延長207m、幅員7m H8年度完成		同左

(2) 施設の管理等に関する基本的な方針

定期的な点検・診断により施設の状態を評価・把握し、適切な時期に修繕対応する「予防保全型」による維持管理を行い、施設の長寿命化及びコストの縮減を図る。

4.4 道路付帯施設

(1) 施設概要

本市では、令和3年4月時点では、本市が設置・管理している標識・街灯・カーブミラー数は、標識が1,012箇所、街灯が31,424箇所、カーブミラーが3,642箇所である。

図表 4-4-4 標識・街灯・カーブミラー数量

分類	本計画(初版) (H27.10.1 時点)		本計画 (R3.4.1 時点)		増減 設置数量
	設置数量		設置数量		
標識	1,012 箇所		1,012 箇所		増減なし
街灯	30,457 箇所		31,424 箇所		967 箇所
	市街灯	27,027 箇所	27,934 箇所		907 箇所
	防犯灯	3,430 箇所	3,490 箇所		60 箇所
カーブミラー	3,170 箇所		3,642 箇所		472 箇所

本市では、令和3年4月時点では、12箇所のアンダーパスに設置した排水ポンプを管理している。

図表 4-4-5 排水ポンプ（立体交差道排水用）一覧

分類	本計画(初版) (H27.10.1 時点)		本計画 (R3.4.1 時点)		増減		
	設置箇所	冠水システム有無	設置箇所	冠水システム有無	設置箇所	冠水システム有無	
排水ポンプ	12 箇所	4 箇所	12 箇所	4 箇所	増減なし	増減なし	
内訳	国道 161 号志賀 BP 側道	1 箇所	—	1 箇所	—	〃	〃
	馬道立体交差道	1 箇所	有り	1 箇所	有り	〃	〃
	西大津立体交差道	1 箇所	有り	1 箇所	有り	〃	〃
	清水立体交差道	1 箇所	—	1 箇所	—	〃	〃
	別保立体交差道	1 箇所	—	1 箇所	—	〃	〃
	東海立体交差道	1 箇所	有り	1 箇所	有り	〃	〃
	野海道立体交差道	1 箇所	—	1 箇所	—	〃	〃
	月輪立体交差道	1 箇所	有り	1 箇所	有り	〃	〃
	追分地下道(歩道)	1 箇所	—	1 箇所	—	〃	〃
	雄琴地下道(歩道)	1 箇所	—	1 箇所	—	〃	〃
	瀬田横断地下道(歩道)	1 箇所	—	1 箇所	—	〃	〃
	大津駅西地下道(歩道)	1 箇所	—	1 箇所	—	〃	〃

(2) 施設の管理等に関する基本的な方針

定期的な点検・診断により施設の状態を評価・把握し、適切な時期に修繕対応する「予防保全型」による維持管理を行い、施設の長寿命化及びコストの縮減を図る。

5 河川

(1) 施設概要

本市においては、令和3年4月時点では、準用河川11本（約9.5km）について河川法を準用して管理を行っている。また準用河川以外の小規模な川や水路についても、河川法適用外の普通河川として管理を行っている。なお、大津市域を流れる河川のうち、一級河川74本は国及び県が管理を行っており、二級河川の指定はない。

維持管理や整備については、付近住民からの要望や定期的な点検を実施し、老朽化や破損状況等の把握に努め、計画的に維持保全を図っているが、修繕等に要する財源の確保が課題である。

図表 4-5-1 準用河川指定状況

分類	本計画(初版) (H27.10.1 時点)		本計画 (R3.4.1 時点)		増減	
	告示年月	延長(km)	河川数	延長(km)	河川数	延長(km)
準用河川指定状況	11 河川	9.81	11 河川	9.47	増減なし	-0.34
内訳	沢川	S53.4.1	指定年月 変更なし	0.45	増減なし	増減なし
	御呂戸川	S59.3.15		1.44		〃
	山田川	S61.1.22		0.66		〃
	曾束川	S61.12.15		1.46		〃
	梨ノ木川	S62.3.2		0.74		〃
	古屋川	S63.4.15		0.22		〃
	山城谷川	S63.4.15		0.10		〃
	近江舞子内湖	H1.2.9		2.95		〃
	萱尾川	H1.3.15		0.70		-0.34
	長沢川	H3.3.15		0.74		増減なし
	殿田川	H7.7.17		0.35		〃

(2) 施設の管理等に関する基本的な方針

定期的に目視による点検診断等を実施し、老朽化や不具合の状況を集積し、計画的に維持保全を図る。

今後の運営や維持管理については、長寿命化を目指す管理施設であるため浚渫（しゅんせつ）工事の実施や計画的な改修方針を策定する。更に、改修計画を策定し年次的に整備を進めることで災害時の被害を最小限に留める必要がある。

6 公園

(1) 施設概要

本市では、令和3年4月時点では、都市公園 246 箇所（約 287ha）、児童遊園地 616 箇所（約 18ha）を整備しており、運営や維持管理については、指定管理者制度を導入している。

点検・診断等については、目視により日常的にパトロールを実施し、老朽化の状況や劣化、不具合の状況を的確に把握するとともに、それらの結果を踏まえながら、計画的かつ安全な施設の維持につなげている。

公園の遊具については、国土交通省策定の指針等に基づき年1回以上の定期点検を実施しており、劣化や不具合に対し、市民からの通報なども含め情報が得やすい環境整備に努めている。

パトロール等により老朽化や劣化等が明らかになった公園施設については、将来を見据え撤去を視野に適正な規模、機能での改修や更新が課題である。また急な整備等の破損や劣化に対しては、危険性、緊急性などを判断し、限られた財源の中で効果的に施設を保全していくことが課題である。

図表 4-6-1 都市公園類型別公園数・面積

区分	種類	種別	本計画(初版) (H27.10.1 時点)		本計画 (R3.4.1 時点)		増減	
			箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
公告済 (開設済)	都市基幹公園	総合公園	4	30.8	5	32.3	1	1.5
		運動公園	2	27.9	2	27.9	増減なし	増減なし
	住区基幹公園	地区公園	6	34.1	6	37.8	増減なし	3.7
		近隣公園	37	49.1	38	51.4	1	2.3
		街区公園	136	27.4	141	29.0	5	1.6
	都市緑地	緑地	28	48.2	29	48.3	1	0.1
		緑道	2	0.1	2	0.1	増減なし	増減なし
特殊公園	風致公園	2	39.4	2	39.4	増減なし	増減なし	
小計			217	257.0	225	266.2	8	9.2
未公告 (未開設)	住区基幹公園	街区公園	2	0.8	—	—	-2	-0.8
		街区公園	—	—	1	0.3	1	0.3
	都市緑地	緑地	5	0.4	9	9.0	4	8.6
		公園予定地	公園用地	—	—	5	8.2	5
	緑地予定地	緑地用地	—	—	6	3.3	6	3.3
小計			7	1.2	21	20.8	14	19.6
合計			224	258.2	246	286.9	22	28.8

※合計については、四捨五入しているため合計と一致しない。

図表 4-6-2 児童遊園地数・面積

分類	本計画(初版) (H27.10.1 時点)		本計画 (R3.4.1 時点)		増減	
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
児童遊園地	568	17.0	616	18.3	48	1.3

(2) 施設の管理等に関する基本的な方針

指定管理者制度による運営管理を継続し、日常的なパトロールと定期的な点検を行い老朽化の状況や劣化、不具合の状況を的確に把握する。これら結果を踏まえ、計画的かつ安全な施設の維持を図る。更に、「大津市公園施設長寿命化計画（平成26年3月）」に基づき、計画的な施設の更新を行っていく。

7 駐車場

(1) 施設概要

本市では、令和3年4月時点では、駅前などの都心部における駐車需要に対応するための有料駐車場として公共駐車場6箇所（965台収容）、月極駐車場7箇所（265台収容）、観光施設に付随する専用駐車場として6箇所（約200台収容）の無料駐車場を管理し、また自転車駐車場は17箇所の有料自転車駐車場と12箇所の無料自転車駐車場を管理しており、直営以外の施設は、指定管理者によって行われている。

図表 4-7-1 駐車場一覧

分類	本計画(初版) (H27.10.1時点)		本計画 (R3.4.1時点)		増減	
	箇所数	収容台数 (台)	箇所数	収容台数 (台)	箇所数	収容台数 (台)
公共駐車場	7	1,149	6	965	-1	-184
内訳						
明日都浜大津	1	349	1	349	増減なし	増減なし
浜大津	1	247	1	247	〃	〃
大津駅南口	1	117	-	-	-1	-117
大津駅北口	1	131	1	67	増減なし	-64
膳所駅前	1	124	1	124	〃	増減なし
大津京駅前	1	160	1	160	〃	〃
晴嵐	1	21	1	18	〃	-3
月極駐車場	6	281	7	265	1	-16
内訳						
唐崎駅前	1	161	1	137	増減なし	-24
逢坂	1	28	1	28	〃	増減なし
逢坂第二	1	8	1	8	〃	〃
垣内	1	14	1	14	〃	〃
西の庄	1	43	1	40	〃	-3
本丸町	1	27	1	27	〃	増減なし
膳所本町	-	-	1	11	1	11
合計	13	1,430	13	1,230	増減なし	-200

図表 4-7-2 観光駐車場一覧

分類	本計画(初版) (H27.10.1時点)		本計画 (R3.4.1時点)		増減	
	箇所数 敷地面積	収容台数 (台)	箇所数 敷地面積	収容台数 (台)	箇所数 敷地面積	収容台数 (台)
観光駐車場	6箇所 11,320㎡	約200	6箇所 11,320㎡	約200	増減なし	増減なし
内訳						
大宮川観光駐車場	6,500㎡	約70	6,500㎡	約70	増減なし	増減なし
堅田観光駐車場 (湖族の郷前)	214㎡	5~7	214㎡	5~7		
堅田観光駐車場 (東洋紡前)	2,340㎡	60~80	2,340㎡	60~80		
幻住庵観光駐車場	830㎡	約20	830㎡	約20		
坂本観光駐車場	722㎡	約20	722㎡	約20		
大津京シンボル緑地	714㎡	5	714㎡	5		

図表 4-7-3 自転車駐車場一覧

分類	本計画(初版) (H27.10.1時点)		本計画 (R3.4.1時点)		増減	
	箇所数 敷地面積	収容台数 (台)	箇所数 敷地面積	収容台数 (台)	箇所数 敷地面積	収容台数 (台)
有料自転車駐車場	18箇所 18,340㎡	12,509	17箇所 17,459㎡	11,350	-1箇所 -881㎡	-1,159
内訳						
小野駅前	1,551㎡	599	1,551㎡	605	増減なし	6
堅田駅前	1,707㎡	1,632	1,707㎡	1,680	〃	48
おごと温泉駅前	1,144㎡	710	1,144㎡	610	〃	-100
比叡山坂本駅前	1,099㎡	600	1,099㎡	350	〃	-250
比叡山坂本駅前第二	673㎡	305	673㎡	240	〃	-65
坂本比叡山口駅前	698㎡	300	698㎡	290	〃	-10
唐崎駅前	817㎡	450	817㎡	444	〃	-6
大津京駅前	945㎡	710	945㎡	631	〃	-79
大津駅前	390㎡	360	390㎡	346	〃	-14
膳所駅前	881㎡	500	-	-	-881	-500
膳所駅前第二	592㎡	270	592㎡	255	増減なし	-15
石山駅前	1,724㎡	740	1,724㎡	823	〃	83
石山駅前第二	807㎡	710	807㎡	705	〃	-5
晴嵐	975㎡	950	975㎡	968	〃	18
晴嵐第二	416㎡	470	416㎡	476	〃	6
唐橋駅前	858㎡	350	858㎡	235	〃	-115
瀬田駅北口	213㎡	313	213㎡	329	〃	16
瀬田駅前	2,850㎡	2,540	2,850㎡	2,363	〃	-177
無料自転車駐車場	15箇所 4,331㎡	2,852	12箇所 3,889㎡	2,622	-3箇所 -442㎡	-230
内訳						
北小松駅前	118㎡	50	118㎡	50	増減なし	増減なし
近江舞子駅前	367㎡	200	367㎡	200	〃	〃
比良駅前	106㎡	120	106㎡	120	〃	〃
志賀駅前	227㎡	192	227㎡	192	〃	〃
蓬萊駅前	134㎡	60	134㎡	60	〃	〃
和邇駅前	1,219㎡	1,000	1,219㎡	1,000	〃	〃
松の馬場駅前	298㎡	130	-	-	-298	-130
滋賀里駅前	434㎡	180	434㎡	180	増減なし	増減なし
南志賀駅前	350㎡	180	350㎡	180	〃	〃
近江神宮前駅前	46㎡	40	-	-	-46	-40
追分駅前	176㎡	100	176㎡	100	増減なし	増減なし
石場駅前	98㎡	60	-	-	-98	-60
石山寺駅前	475㎡	310	475㎡	310	増減なし	増減なし
南郷	152㎡	150	152㎡	150	〃	〃
大石東	131㎡	80	131㎡	80	〃	〃
合計	33箇所 22,671㎡	15,361	29箇所 21,348㎡	13,972	-4箇所 -1,323㎡	-1,389

(2) 施設の管理等に関する基本的な方針

運営や維持管理については、指定管理者によって行われており、現状の体制を維持するとともに、定期的な点検と計画的な改修により、長期にわたって利用できる駐車場を目指す。

また、老朽化した大津駅北口公共駐車場のタワー型機械式駐車場を解体し、一時利用区画の増加を計画している。

8 急傾斜地崩壊防止施設等

(1) 施設概要

本市では、令和3年4月時点では、28地区の急傾斜地崩壊防止施設等を管理している。

急傾斜地崩壊対策事業については、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）」の適用を受け、市町急傾斜地崩壊対策事業（県費補助）の採択を受け実施している（※採択要件：傾斜度30度以上、高さ5m以上、崩壊により危害が生じるおそれのある人家戸数5戸以上）。

土砂災害から市民の安全を守るため、施設の維持管理については、「砂防関係施設点検要領」に基づき、定期的に点検を行っているが、老朽化の点検や補修については早期の対応が必要となるばかりか、修繕時期を逸すると多額の費用が必要となるだけでなく、周辺住民の生活や生命に大きな影響を及ぼすことなどから財政確保が課題である。

図表 4-8-1 急傾斜地崩壊防止施設等一覧

分類	本計画(初版) (H27.10.1 時点)	本計画 (R3.4.1 時点)	増減
急傾斜地崩壊防止施設等	24 地区	28 地区	4 地区

【施設の内訳】

区域の名称	施行年度	主要工種	延長	高さ	面積	立積
葛川梅ノ木	H3	積ブロック工	12.3m	3.5~5.4m	—	—
伊香立途中1号	S54	法枠工	20.4m	5.0~5.5m	—	—
		擁壁工	21.5m	4.5~5.0m	—	—
	S55	法枠工	7.2m	4.0m	—	—
		擁壁工	7.5m	5.0m	—	—
伊香立途中3号	S61	積ブロック工	30.0m	3.4~5.0m	—	—
途中5号	H8	もたれ式擁壁	63.3m	6.0~8.0m	—	—
	H9	もたれ式擁壁	56.9m	6.0~8.0m	—	—
下龍華深田	S48	積ブロック工	23.0m	不明	46.08 m ²	—
	S56	積ブロック工	不明	不明	—	—
	S57	擁壁工	17.0m	3.5~5.0m	—	—
		積ブロック工	27.1m	不明	47.0 m ²	—
	S58	石積工	27.1m	不明	52.0 m ²	—
小野水明一丁目	H5	杭工	53.0m	不明	—	—
	S62	法枠工	20.5m	5.9~8.74m	295.4 m ²	—
小野水明一丁目	S63	法枠工	19.8m	不明	260.2 m ²	—
	S63	法枠工	19.8m	不明	260.2 m ²	—
仰木1号	S54	擁壁工	14.1m	6.0m	—	—
仰木5号	S49	積ブロック工	34.2m	不明	89.9 m ²	—
逢坂2号	S49	法枠工	20.5m	不明	—	—
		積ブロック工	17.2m	3.5~5.0m	78.5 m ²	—
	S57	法枠工	17.2m	不明	66.0 m ²	—
		擁壁工	15.5m	8.0m	—	—
	S58	擁壁工	15.5m	8.0m	—	—
	S61	擁壁工	26.9m	4.4~5.5m	—	—
	S62	擁壁工	17.4m	4.5~5.5m	—	—
石積工		8.3m	2.7~3.0m	—	—	
逢坂3号	S60	積ブロック工	21.1m	2.6~5.6m	87.9 m ²	—
逢坂4号	S62	法枠工	15.2m	5.15~6.1m	91.2 m ²	—
湖城が丘2号	H16	重力式擁壁工	36.0m	3.1~4.5m	82.8 m ²	226.8 m ³

区域の名称	施行年度	主要工種	延長	高さ	面積	立積
田辺 1 号	S60	積ブロック工	8.9m	3.24m	24.3 m ²	—
	S61	積ブロック工	30.3m	1.5~2.5m	—	—
田辺 3 号	H 4	積ブロック工	45.3m	3.5~5.0m	—	—
曾束 1 号	S63	積ブロック工	30.0m	4.5m	147.9 m ²	—
	H 元	積ブロック工	45.5m	2.0~3.7m	107.0 m ²	—
	H 2	積ブロック工	18.0m	4.0m	—	—
	H 3	積ブロック工	17.5m	3.0~4.0m	—	—
曾束 2 号	H 4	積ブロック工	40.6m	2.5~3.5m	—	—
	H 5	積ブロック工	98.1m	不明	—	—
大石 4 号	H 9	もたれ式擁壁	48.0m	3.3~7.0m	—	—
大石龍門	H19~21	重力式擁壁	100.2m	2.7~4.0m	210.4 m ²	521 m ³
大石中	H14	重力式擁壁	35.4m	3.0~3.6m	—	—
		もたれ式擁壁	29.2m	5.5~7.0m	—	—
	H15	もたれ式擁壁	56.4m	5.8~7.0m	—	—
	H16	もたれ式擁壁	25.6m	1.3~6.0m	—	—
大石中 2 号	H18	重力式擁壁	71.0m	3.1~4.0m	149.1 m ²	371.4 m ³
稲津 4 号	S63	もたれ式擁壁	37.0m	7.0m	—	—
	H 元	もたれ式擁壁	37.3m	3.5~7.0m	—	—
	H 2	擁壁工	31.9m	5.5~7.0m	—	—
	H 3	積ブロック工	28.0m	4.5m	—	—
大石小田原	H 元	もたれ式擁壁	21.5m	4.0~8.0m	—	—
上田上牧	S57	積ブロック工	41.1m	2.5~5.5m	208.0 m ²	—
	S59	もたれ式擁壁	17.5m	3.95~4.5m	—	—
上田上大鳥居	S60	もたれ式擁壁	24.5m	4.5m	—	—
【以下、今回追加した区域】						
仰木の里東七丁目	H28	ブロック工 法面マット	70.6m	5.5~7.9m	607.4 m ²	—
石山寺二丁目	H24	受圧板 アンカー工	38m	4.0m	—	—
	H28	受圧板 アンカー工	131.5m	4.0m	—	—
大石小田原 4 号	H26	重力式擁壁	35.1m	5.0~6.4m	—	—
大石曾束 4 号	H22	重力式擁壁	110m	3.1m	—	—

(2) 施設の管理等に関する基本的な方針

土砂災害から市民の安全を守るため、施設の維持管理については定期的に点検を行う。

維持管理や建設については、長寿命化を目指す管理施設であるため計画的な改修方針を策定する。

9 洪水調整池

(1) 施設概要

本市では、令和3年4月時点では、106箇所の洪水調整池を管理している。

洪水調整池は、開発事業の協議結果に基づき民間事業者が設置し、本市に帰属された施設であり、維持管理については、計画的な浚渫（しゅんせつ）や修繕等が必要である。また修繕時期を逸すると多大な改修費や周辺地域の生活環境に影響を及ぼす可能性があるため、修繕等にかかる財源の確保が課題である。

図表 4-9-1 洪水調整池の数量

分類	本計画(初版) (H27.10.1時点)	本計画 (R3.4.1時点)	増減
洪水調整池	96 箇所	106 箇所	10 箇所

図表 4-9-2 洪水調整池一覧

No.	場所	当該河川
市-1	下阪本六丁目	太閤川支流
市-2	下阪本六丁目	太閤川支流
市-3	下阪本三丁目	東南寺川
市-4	下阪本二丁目	真教寺川
市-5	高砂町	際川
市-6①	比叡平三丁目（比叡平団地1号）	白川
市-6②	比叡平三丁目（比叡平団地2号）	白川
市-6③	比叡平三丁目（比叡平団地3号）	白川
市-7	勤学一丁目	名村川
市-8	神宮町（市営神宮団地）	名村川
市-9	柳川一丁目	舎利田川
市-10	千石台	不動川
市-11	本宮二丁目	常世川
市-12	富士見台（富士見小学校）	兵田川
市-13	膳所池ノ内町（花屋敷 No.1）	堂野川
市-14	膳所池ノ内町（花屋敷 No.2）	相模川
市-15	秋葉台（レイクビュー-膳所 No.1、No.2）	篠津川
市-16	秋葉台（レイクビュー-膳所 No.3）	篠津川
市-17	北大路三丁目（永大産業）	狐川
市-18	北大路三丁目（北大路中学校）	狐川
市-19	国分二丁目（グリーンビュー-国分）	三田川
市-20	国分二丁目（大倉工業団地）	多羅川支流
市-21	石山寺四丁目（京阪バス）	多羅川支流
市-22	大平一丁目（西武団地）	多羅川支流
市-23	南郷四丁目（晴嵐台）	国分川支流
市-24	月輪四丁目（カネボウ瀬田ベルパーク）	養老川
市-25	大江六丁目（あしずか）	宮川支流（仁王堂川）
市-26	瀬田大江町（県立アイスアリーナ）	宮川支流（沢川）
市-27	瀬田大江町（卸売市場 No.1）	宮川支流（沢川）
市-28	瀬田大江町（卸売市場 No.2）	宮川支流（沢川）
市-29	野郷原一丁目（野郷原緑風園）	市の井川
市-30	野郷原一丁目（野郷原団地）	市の井川
市-31	野郷原一丁目（山の手団地）	市の井川
市-32	黒津二丁目	
市-33	大石中六丁目（大津クリーンセンター）	山田川
市-34	大石淀三丁目（大津クリーンセンター）	（瀬田川）
市-35	大石曾束町（大田廃棄物最終処分場）	太田川
市-36	富士見台（大津聖苑）	兵田川
市-37	湖城が丘（バードタウン湖城が丘）	相模川支流
市-38	大江六丁目	宮川支流（仁王堂川）

No.	場所	当該河川
市-39	富士見台（ベルヴィタウン石山）	兵田川
市-40	松陽三丁目（大津グリーンハイツ No.1）	高橋川
市-41	松陽三丁目（大津グリーンハイツ No.2）	高橋川
市-42	真野五丁目（真野イーストガーデン）	コブケ川
市-43	真野五丁目	コブケ川
市-44	大江六丁目（ベルヴィタウン瀬田大江六丁目）	宮川支流（仁王堂川）
市-45	大江六丁目	宮川支流（仁王堂川）
市-46	月輪三丁目（ベルヴィタウン瀬田東）	養老川支流
市-47	国分一丁目（石山国分緑風苑）	
市-48	大江六丁目	宮川支流（仁王堂川）
市-49	真野五丁目	コブケ川
市-50	坂本一丁目	東南寺川
市-51	大江六丁目（瀬田大江リブタウン）	沢川
市-52	雄琴三丁目	
市-53	滋賀里四丁目	倭川
市-54	本堅田三丁目（堅田観光駐車場）	よしの川雨水渠
市-55	下阪本二丁目	真教寺川
市-56	下阪本二丁目	真教寺川
市-57	鏡が浜	舎利田川
市-58	真野五丁目	コブケ川
市-59	大江六丁目（パードタウン瀬田大江 VNo.1）	宮川支流（仁王堂川）
市-60	大江六丁目（パードタウン瀬田大江 VNo.2）	宮川支流（仁王堂川）
市-61	一里山七丁目（ロイヤルタウン一里山 No.1）	浅川
市-62	一里山七丁目（ロイヤルタウン一里山 No.2）	宮川支流（仁王堂川）
市-63	一里山七丁目（ロイヤルタウン一里山 No.3）	宮川支流
市-64	一里山七丁目（ロイヤルタウン一里山 No.4）	長沢川
市-65	中庄二丁目	庚申川支流
市-66	比叡辻一丁目	
市-67	大江六丁目字水浦	仁王堂川
市-68	石山南郷町字上山	国分川
市-69	千町一丁目字北ノ口	平津川
市-70	比叡辻一丁目	
市-71	湖城が丘	馬場2号雨水幹線
市-72	湖城が丘	馬場2号雨水幹線
市-73	和邇高城	喜撰川
市-74	和邇高城	屋太郎川支流
市-75	月輪二丁目字野々宮 12 番 9	養老川
市-76	下阪本二丁目字南川原 977 番 43	蟹川
市-77	神領三丁目字光来 689 番 14、690 番 9	神領雨水幹線
市-78	伊香立向在地町	真野川
市-79	本宮二丁目	常世川
市-80	比叡辻一丁目字三田 149 番 17	
市-81	大江六丁目字水浦 353 番 15	小山川
市-82	月輪三丁目字谷 92 番 5 他	養老川
市-83	比叡辻一丁目	
市-84	大江六丁目字神谷 211 番 32	仁王堂川
市-85	下阪本二丁目字桜本 1393 番 11	真教寺川
市-86	伊香立公園	真野川
市-87	山百合の丘 15	世渡川
市-88	衣川一丁目字平田 171 番 24	衣川
市-89	月輪二丁目字野々宮 12 番 1 他	養老川
市-90	比叡辻一丁目	
市-91	錦織一丁目 610 番 34	
市-92	鏡が浜字浅田 35 番 11	舎利田川
市-93	大江六丁目字神谷	
市-94	比叡辻一丁目	
【以下、今回追加した洪水調整池】		
市-95	大江六丁目字水浦 353 番 23	宮川
市-96	別保三丁目字別保 896 番 2	兵田川
市-97	穴太三丁目字揚り山 356 番 31	四谷川
市-98	園山二丁目字萱海道 429 番 1 他	盛越川

No.	場所	当該河川
市-99	柳川二丁目字上杭 284 番 10	舎利田川
市-100	杉浦町	兵田川
市-101	下阪本一丁目字南川原 1027 番 12	蟹川
市-102	下阪本一丁目字南川原 976 番 15	蟹川
市-103	大江六丁目字惣山	宮川
市-104	神領三丁目	

(2) 施設の管理等に関する基本的な方針

運営や維持管理、建設等については、定期的な点検やパトロールを実施し、老朽化、劣化状況などの把握に努め計画的に維持保全を図る。

今後の運営、維持管理については、長寿命化を目指す管理施設であるため、計画的な補修、改修計画を策定する。

10 港湾

(1) 施設概要

本市では、令和3年4月時点では、漁港漁場整備法、港湾法の適用を受けない港の施設として、河川占用許可を受けている4港湾を平成25年4月1日付け「大津市港湾の管理に関する条例」により区域を指定し管理している。なお、一部の港湾施設において維持管理委託を実施している。

港湾施設は大規模施設であるため、点検に時間を要することや改修に多大な費用が伴うことや不特定多数の利用者があるため、安全管理面で課題がある。

図表 4-10-1 港湾数量

分類	本計画(初版) (H27.10.1 時点)	本計画 (R3.4.1 時点)	増減
港湾	4 箇所	4 箇所	増減なし

図表 4-10-2 港湾一覧

施設名称	所在地	開設 年月	港湾施設（工作物）概要
南小松港	南小松字北 カヤ	不明	港湾施設（繁舟岸、防波堤、護岸）A=2,428.61 m ²
堅田港	本堅田一丁 目地先	不明	防波堤 L=25m、消波堤 L=27.34m、護岸 L=105.3m、係船柱 5 本、階段 L=8.5m、物揚場 A=183.075 m ² 、進入路 A=42.89 m ² 、係船環 10 個、漂砂止 L=26.4m、標識灯 1 基
雄琴港	雄琴六丁目 及び苗鹿三 丁目地先	不明	護岸 L=579.21m、栈橋 W=3.0m×7.7m+2.0m×22.3m 3 基
膳所港	丸の内町	不明	防波堤 A=507.41 m ² 、荷揚場 A=82.50 m ²

(2) 施設の管理等に関する基本的な方針

今後、新たな建設等はないが、現施設について、定期的な点検を実施し、破損状況の把握に努め、計画的に維持管理に向けた維持補修を行う。

今後の運営や維持管理については、長寿命化を目指す管理施設であるため点検を強化する。また点検結果、維持管理・修繕・更新の履歴を集積し、計画的に整備計画を策定する。

11 治山施設

(1) 施設概要

「大津市治山施設マネジメント計画（平成 29 年 12 月）」によると、豪雨等によって被災した箇所において、再度の災害発生の防止を目的に、昭和 44 年度より治山事業を実施しており、令和 3 年 4 月時点では、「林野庁：治山施設に係る個別施設計画策定のガイドライン」に基づき計画対象とした、主な治山施設を管理している。

図表 4-11-1 治山事業

分類	本計画(初版) (H27.10.1 時点)	本計画 (R3.4.1 時点)	増減
治山事業	81 箇所	81 箇所	増減なし

図表 4-11-2 治山事業の一覧

施業地	施行年度	施業地	施行年度
伊香立下龍華町深田	S44年度	大石富川町（納所地区）	S59年度
田上稲津町	S44年度	坂本本町上野田	S60年度
伊香立上龍華町東橋詰	S45年度	大石淀町	S60年度
仰木町辻ヶ下3204	S46年度	田上稲津町	S60年度
仰木町平尾4435	S46年度	山上町（長等山）	S60年度
雄琴町蜂山	S46年度	石山寺一丁目	S60年度
坂本本町	S46年度	南郷四丁目	S60年度
仰木町	S46年度	坂本本町上野田	S61年度
雄琴千野町	S46年度	山上町長等山	S62年度
真野家田町	S46年度	伊香立途中町	S62年度
雄琴町	S46年度	石山寺一丁目	S63年度
坂本本町飯室4239	S46年度	山上町屏風谷	S63年度
雄琴苗鹿町	S46年度	滋賀里甲	S63年度
山中町2-12	S56年度	伊香立下龍華町	H元年度
田上稲津町	S57年度	伊香立下龍華町	H元年度
田上森町	S57年度	大谷町	H2年度
大石東町	S57年度	比叡平	H2年度
上田上桐生町	S57年度	石山外畑町	H2年度
田上森町	S57年度	滋賀里町	H2年度
上田上平野町	S57年度	滋賀里町	H3年度
大石淀町	S57年度	大石小田原町	H4年度
田上稲津町	S57年度	山上町	H4年度
伊香立北在地町	S57年度	滋賀里町	H4年度
山中町	S57年度	大石小田原町	H5年度
伊香立下龍華	S57年度	坂本本町	H5年度
大石淀町	S58年度	南郷五丁目	H5年度
伊香立下龍華	S58年度	葛川坊村町	H5年度
田上稲津町	S58年度	坂本穴太町	H6年度
上田上芝原町	S58年度	石山千町	H6年度
石山寺一丁目	S58年度	膳所上別保町	H6年度
瀬田橋本町	S58年度	葛川坊村町	H6年度
伊香立生津町	S58年度	葛川坊村町	H7年度
山上町	S58年度	葛川坊村町	H7年度

施業地	施行年度	施業地	施行年度
伊香立途中町	S58年度	葛川坊村町	H8年度
小関町	S59年度	大石東町	H8年度
石山外畑町	S59年度	大石東町	H9年度
上田上大鳥居町	S59年度	葛川坊村町	H9年度
滋賀里一丁目	S59年度	伊香立下龍華町	H10年度
田上稲津町	S59年度	稲津二丁目字菜畠318-1	H25年度
田上森町	S59年度	国分一丁目	H25年度
大石富川町（口加河地区）	S59年度		

（２）施設の管理等に関する基本的な方針

上記計画の対象とした治山施設について、定期的に職員が状況確認を行う。

その他の治山施設について、治山台帳の記載内容と現状に差異が生じていることから、全ての治山施設を対象に情報収集を行い、治山台帳の情報の充実を図る。

12 林道

（１）施設概要

本市では、令和3年4月時点では、6路線、総延長約19,159m、総面積1,636haの林道を管理しており、定期的にパトロールを行い異常箇所がないかどうか点検を行っている。

図表 4-12-1 林道数量

分類	本計画(初版) (H27.10.1時点)	本計画 (R3.4.1時点)	増減
林道	6路線 総延長 19,158.5 m 総面積 1,636ha	6路線 総延長 19,158.5 m 総面積 1,636ha	増減なし

図表 4-12-2 林道一覧（6路線）

路線名	位置	種別及び 区分	主幅員 (車道幅員)	延長	利用区域 (面積)	密度	摘要
牧・富川	起点：大石富川町 終点：大石富川町	自動車道 1級	5.0m (4.0m)	5,595.0m	906ha	6.2m/ha	防災 路線
鎌倉谷	起点：葛川坊村町 終点：葛川坊村町	自動車道 2級	4.0m (3.0m)	4,198.8m	375ha	11.2m/ha	
上田・上逢坂	起点：仰木町 終点：伊香立生津町	自動車道 3級	3.0m (2.0m)	5,310.7m	151ha	35.2m/ha	防災 路線
榎谷	起点：伊香立上在地町 終点：伊香立生津町	自動車道 3級	3.0m (2.0m)	936.0m	59ha	15.9m/ha	防災 路線
花折峠	起点：伊香立途中町 終点：葛川坂下町	自動車道 3級	3.0m (2.0m)	2,305.0m	101ha	22.8m/ha	防災 路線
滋賀里・山中	起点：滋賀里町甲 終点：滋賀里町甲	自動車道 3級	3.0m (2.0m)	813.0m	44ha	18.5m/ha	

（２）施設の管理等に関する基本的な方針

日常管理については、職員が週1回のパトロールを行い倒木や路面状況を確認する。また台風襲来後などは臨時でパトロールを行う。

13 その他インフラ施設

13.1 昇降機

(1) 施設概要

本市では、令和3年4月時点では、市内の鉄道駅に設置されている20基のエレベータ及び15基のエスカレータを管理している。

昇降機が設置され年月が経っていることや設置時期が近いことがあり、今後一斉に更新時期を迎えることから、更新費用の財源確保が課題である。

図表 4-13-1 昇降機（エレベータ、エスカレータ）数量

分類	本計画(初版) (H27.10.1時点)	本計画 (R3.4.1時点)	増減
エレベータ	18基	20基	2基
エスカレータ	13基	15基	2基

図表 4-13-2 エレベーター一覧

駅名	号機	設置年月	運転方式	備考
瀬田駅	1	H14.3	ロープ式	
	2	H14.3	ロープ式	
膳所駅（南北連絡施設）	1	H8.3	油圧式	
膳所駅	1	H27.9	ロープ式	今回追加
	2	H29.6	ロープ式	今回追加
びわ湖浜大津駅	1	H24.3	ロープ式	
	2	H9.1	油圧式	
	3	H10.3	油圧式	
	4	H30.3	ロープ式	
	5	H9.12	油圧式	
	8	H11.3	油圧式	
	9	H13.10	油圧式	
大津駅	中央	H16.5	ロープ式	
	東側	H18.1	ロープ式	
石山駅	北口	H17.3	ロープ式	
	1	H17.4	ロープ式	
	2	H17.4	ロープ式	
京阪大津京駅	南口	H18.12	ロープ式	
	1	H18.3	ロープ式	

図表 4-13-3 エスカレーター一覧

駅名	号機	設置年月	備考
瀬田駅	A1	H14.3	
	A2	H14.3	
膳所駅（南北連絡施設）	A1	H8.3	
	A2	H8.3	
膳所駅	A1	H27.9	今回追加
	A2	H27.9	今回追加
びわ湖浜大津駅	6	H10.3	
	7	S56.10	
大津駅	南口	H12.2	市街地整備課管理
石山駅	北口A1	H17.3	
	北口B1	H17.3	
	南口A1	H17.3	
	南口A2	H17.3	
	南口C1	H18.3	
	南口C2	H18.3	

(2) 施設の管理等に関する基本的な方針

月1回の保守点検業務を委託し、台風や地震等の後は適宜、点検業者に現場確認要請を行う。
予防保全業務で年1回、劣化部品等の更新を行う。また緊急の場合で発生した故障は、その都度修繕を行う。

13.2 噴水

(1) 施設概要

本市では、令和3年4月時点では、駅前広場に設置されている3箇所の噴水を管理しているが、東日本大震災以降の節電要請により、現在噴水を止めている。このため、噴水の清掃を毎年行っているのみであり、今後噴水の廃止も検討する。

図表 4-13-4 噴水数量

分類	本計画(初版) (H27.10.1 時点)	本計画 (R3.4.1 時点)	増減
噴水	4 箇所	3 箇所	- 1 箇所

図表 4-13-5 噴水一覧

施設名称	噴水池	ピット	備考
堅田駅前噴水	6.2 m ³	9.5 m ³	
おごと温泉駅前噴水	11.2 m ³	0.6 m ³	
大津京駅前噴水	5.1 m ³	8.4 m ³	
今回除外した施設			
瀬田駅前噴水	5.0 m ³	8.4 m ³	今回廃止

(2) 施設の管理等に関する基本的な方針

市内3箇所の噴水池とピット内の清掃を年2回業者に委託することにより、施設の適正な維持管理を図る。

13.3 農業用ため池

(1) 施設概要

農業用ため池は、降水量が少なく、流域の大きな河川に恵まれない地域などで、農業用水を確保するために人工的に造成された池のことである。令和3年4月現在、本市として所有している農業用ため池は7箇所である。

「大津市ため池マネジメント計画（平成29年11月）」によると、本市には393箇所のため池が存在し、そのうち、大雨や地震等により堤体が決壊すれば、農業関係にとどまらず人家や公共施設にも被害が及ぶ可能性のあるものを重要水防ため池と位置付けており、市内の重要水防ため池の数は平成29年11月時点では、91箇所となっている。

ため池は農業用水源として築造され、その多くは個人の他、地域の土地改良区や水利組合等が主体となって管理している。なお、ため池の整備補修等については、市単独補助事業等により対応している。

図表 4-13-6 農業用ため池数量

分類	本計画(初版) (H27.10.1 時点)	本計画 (R3.4.1 時点)	増減
農業用ため池	7 箇所	7 箇所	増減なし

図表 4-13-7 農業用ため池一覧

農業用ため池名称	所在地	登記面積(m ²)	備考
一蔵池	八屋戸 2592	2,172	
西沢野池	大石東一丁目 214	1,302	
神子上池	大石龍門三丁目 18	661	
奥の池	大石小田原町 712	1,209	
八王子下池	大石小田原町 506	2,717	
岡入溜池	本堅田六丁目 2206	不明	今回追加
溜池(奥池)	上田上桐生町 10、他	不明	〃
今回除外したため池			
新田池	不明	396	今回廃止
北谷池(仮)	不明	不明	〃

(2) 施設の管理等に関する基本的な方針

防災重点農業用ため池(決壊した場合に人家や公共施設等に影響を与えるおそれのあるため池)である西沢野池・奥の池・岡入溜池については、滋賀県防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画に基づき、県と連携して劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価を実施し、必要に応じて防災工事等を実施する。その他の農業用ため池については、必要に応じて整備・改修を行う。

更に、受益のなくなった農業用ため池は廃池も検討する。

14 その他

14.1 体育施設

(1) 施設概要

本市では、令和3年4月時点では、市民スポーツ広場 9 箇所、市民運動広場 11 箇所、教育キャンプ場 1 箇所、野外活動施設 1 箇所を管理している。

市民運動広場の運営、維持管理、建設等については直営で行っているが、堅田なぎさ市民運動広場、下阪本市民運動広場、比叡平市民運動広場、石山市民運動広場については、運営を地元委託している。なお、施設の老朽化に伴う付属品、備品等の経年劣化があり、修繕等に係る財源確保が課題である。

図表 4-14-1 体育施設の数量

分類	本計画(初版) (H27.10.1 時点)	本計画 (R3.4.1 時点)	増減
体育施設	23 箇所	22 箇所	-1 箇所

図表 4-14-2 体育施設の一覧

施設名称	所在地	面積 (㎡)	整備年度	備考 施設内 (工作物) 名称等
和邇市民運動広場	和邇今宿851	17,155	S28	便所、夜間照明
田上市民運動広場	枝四丁目	10,000	S41	集会室、会議室、炊事棟、便所
石山市民運動広場	石山寺辺町219	4,532	S46	便所
桐生若人の広場	上田上桐生町	10,000	S47	管理棟、木造瓦葺平屋、便所、東屋、炊事場
下龍華市民運動広場	伊香立下龍華町584	9,200	S48	便所、夜間照明
山中市民運動広場	山中町358	2,000	S55	
堅田なぎさ市民運動広場	堅田二丁目地先	7,000	S58	便所、夜間照明、東屋
藤尾市民運動広場	横木二丁目578-1	4,628	S58	便所、倉庫
比良げんき村	北小松1969-3	32,300	S60	宿泊棟、休憩所、炊事場、倉庫、人工登はん壁、天体観測施設、木工工作等実習室、遊具、便所
北比良市民スポーツ広場	北比良780-3	4,603	S61	便所
小野市民スポーツ広場	小野1252	9,424	H3	便所
坂本市民運動広場	坂本五丁目3176	17,289	H3	便所、管理棟
比叡平市民運動広場	比叡平一丁目1063-9	20,700	H3	便所、管理棟
瀬田南市民運動広場	瀬田神領町147-7	8,971	H3	便所
下阪本市民運動広場	比叡辻二丁目3125-3	5,504	H14	便所
南庄市民スポーツ広場	伊香立南庄町741	3,596	H元	今回グラウンド施設から所管替え(統合)、監視所、更衣室、倉庫、便所
向在地・生津市民スポーツ広場	伊香立生津町569	3,300	H15	便所
上在地市民スポーツ広場	伊香立上在地町183	1,090	H15	便所
下在地市民スポーツ広場	伊香立下在地町1340	1,910	H15	便所、遊具
上龍華市民スポーツ広場	伊香立上龍華町493	1,154	H15	便所
下龍華市民スポーツ広場	伊香立下龍華町225-3	2,300	H15	便所、遊具
途中市民スポーツ広場	伊香立途中町104	1,750	H15	便所
今回除外した施設				
大石芝生運動広場	大石淀一丁目他	16,830	H26	公園(大石緑地)に統合

(2) 施設の管理等に関する基本的な方針

個別施設計画を作成し、計画的、段階的な改修を行い、長寿命化を目指す。また、利用状況や将来の人口等を見据えて、改修や更新時期、統合や廃止等を検討する。

14.2 グラウンド

(1) 施設概要

本市では、令和3年4月時点では、7箇所のグラウンドを管理している。

各施設の維持管理は、原則、利用者等が自主的に行っており、一部施設では、除草業務を年2回実施している。

図表 4-14-3 グラウンドの数量

分類	本計画(初版) (H27.10.1時点)	本計画 (R3.4.1時点)	増減
グラウンド	8箇所	7箇所	-1箇所

図表 4-14-4 グラウンド一覧

施設名称	所在地	面積(m ²)	整備年度	備考
天神山グラウンド用地	衣川三丁目499他	5,244	S56	
伊香立学区運動施設用地	伊香立途中町821他	3,066	S62	
多目的広場（龍華地区）	伊香立下龍華町527-2	753	H4	
龍華児童公園・防災広場	伊香立下龍華町588-1	246	H8	
大石小田原町スポーツ広場用地	大石小田原二丁目238-1他	2,690	H10	
大石龍門町スポーツ広場	大石龍門五丁目587-2他	1,086	H11	
大石中町多目的広場整備事業用地	大石中町三丁目260-1他	763	H15	
今回除外した施設				
南庄スポーツ広場用地	伊香立南庄町741他	3,596	H元	今回体育施設へ所管替え

（２）施設の管理等に関する基本的な方針

今後も各施設の維持管理は利用者等で実施し、改修工事実施時は、維持管理が容易な工法を検討するとともに、各施設の施設台帳を整備、境界確定等を積極的に行い、良好な施設管理に努めていく。

また、原則として新たな施設の設置は行わず、施設利用者の安全確保が困難な場合は自治会と協議の上、廃止について検討する。更に有益な利用が考えられる施設については、売却や借地等についても検討する。

14.3 健康長寿施設

（１）施設概要

本市では、令和3年4月時点では、4箇所の老人健康広場とその他の老人健康広場に設置されている17箇所の便所を管理している。

老人健康広場については、除草、山砂の搬入、その他必要に応じた修繕工事等を実施している。

その他の老人健康広場に設置されている便所については、上下水道料金の支払い、汲み取り（業者に依頼）、電球取替え（職員が実施）、その他水漏れ等に対する修繕（その都度業者に依頼）を行っている。便所の清掃、除草などの施設維持、利用者の調整などの運営を原則地域の老人クラブに依頼している。

図表 4-14-5 老人健康広場の数量

分類	本計画(初版) (H27.10.1時点)	本計画 (R3.4.1時点)	増減
老人健康広場	4箇所	4箇所	増減なし
その他の老人健康広場に設置されている便所	便所 17箇所	便所 17箇所	増減なし

図表 4-14-6 老人健康広場一覧

施設名称	所在地	利用形態	利用状況
仰木老人健康広場	仰木七丁目	ゲートボール場として使用	随時地域の高齢者等が利用
大谷町老人健康広場	大谷町182-99	公園と共用使用	ゲートボール・・・週2～3回 グラウンドゴルフ・・・年4回
膳所池の内老人健康広場	鶴の里先	地域の高齢者の集う場として利用	随時地域の高齢者等が利用
西山ゲートボール場	石山寺辺町	グラウンドゴルフ場として使用	平成13年秋頃からグラウンドゴルフでほぼ毎日使用（ゲートボールの使用はほぼなし）

図表 4-14-7 老人健康広場に設置された大津市が管理する便所一覧

設置されている老人健康広場の名称	所在地	設置年度	形態
梅ノ木ゲートボール場	葛川梅ノ木町	H3	汲み取り
(名称無し)	伊香立上在地町	H3	汲み取り
陽明町ゲートボール場	陽明町22	H3	下水
多目的広場	日吉台一丁目14-6	H3	下水
大谷町老人健康広場	大谷町182-99	H3	下水
天神山自治会所有運動場	衣川三丁目	H4	汲み取り
羽栗総合運動公園	羽栗三丁目17	H4	汲み取り
桜公園	大石東四丁目25-1	H5	下水
国分ふれあい公園ゲートボール場	国分二丁目	H6	汲み取り
西山ゲートボール場	石山寺辺町	H6	下水
神宮町老人健康広場	神宮町	H7	下水
仰木老人健康広場	仰木七丁目	H9	下水
池の松公園ゲートボール場	苗鹿二丁目	H9	下水
牧町老人クラブゲートボール場	上田上牧町	H10	汲み取り
愛宕広場	千町二丁目4-1	H12	下水
佐川ゲートボール場	真野佐川町5	H18	下水
平野一丁目ゲートボール場	平野一丁目	H20	下水

(2) 施設の管理等に関する基本的な方針

現在の管理形態を継続し、除草・伐採については計画的に実施する。

将来の需要の状況、老朽化の状況を踏まえ、令和24年度までに老人健康広場に設置された大津市が管理する便所17箇所の内、汲み取り対応の6箇所を廃止する。

14.4 漁港

(1) 施設概要

本市では、令和3年4月時点では、3箇所の漁港を管理しており、施設の管理や維持管理、建設等については、直営で行っている。ただし、小規模な修繕を含めて施設の管理運営について、主な利用者である漁業協同組合へ指定管理を行っている。

図表 4-14-8 漁港数量

分類	本計画(初版) (H27.10.1時点)	本計画 (R3.4.1時点)	増減
漁港	3箇所	3箇所	増減なし

図表 4-14-9 漁港一覧

漁港の名称	漁港の種類	所在地	漁港の指定日	漁港管理者の指定日
北小松漁港	第1種	北小松地先	S28年5月28日	S28年9月14日
和邇漁港	第1種	和邇中浜地先	S28年5月28日	S28年9月14日
堅田漁港	第1種	本堅田二丁目地先	S26年7月28日	S28年9月14日

(2) 施設の管理等に関する基本的な方針

今後、指定管理者による定期的なパトロールにより異常箇所の早期発見に努めていくとともに、劣化状況や不具合状況を的確に把握し、計画的な修繕を行っていく。

そのため長寿命化計画で決定した点検業務を引き続き実施していく。具体的頻度は次のとおり。

- ・ 日常点検は主な利用者である漁業協同組合に委託、市職員点検は年1回実施。
- ・ 臨時点検として台風や地震等後に職員の目視調査や漁業者の聴取により実施。
- ・ 計画見直しに係る専門的な調査を各漁港において順次実施。

14.5 舟だまり

(1) 施設概要

本市では、令和3年4月時点では、4箇所の舟だまりを管理しており、施設の管理や維持管理、建設等については、直営で行っている。ただし小規模な修繕を含めて施設の管理運営について、主な利用者である漁業協同組合へ指定管理を行っている。

図表 4-14-10 舟だまりの数量

分類	本計画(初版) (H27.10.1 時点)	本計画 (R3.4.1 時点)	増減
舟だまり	4 箇所	4 箇所	増減なし

図表 4-14-11 舟だまり一覧

施設名称	所在地	整備年次
真野舟だまり	真野五丁目地先	S53 年
西ノ切舟だまり	本堅田一丁目地先	S53 年
若宮舟だまり	下阪本六丁目地先	S54 年
大津舟だまり	茶が崎地先	H3 年

(2) 施設の管理等に関する基本的な方針

今後、新たな建設等はないが、現施設の定期的な機材の交換、補修等の維持管理が必要である。また、構造物が老朽化した場合、改修が必要となる。

そのため長寿命化計画で決定した点検業務を引き続き実施していく。具体的頻度は次のとおり。

- ・ 日常点検は主な利用者である漁業協同組合に委託、市職員点検は年1回実施。
- ・ 臨時点検として台風や地震等後に職員の目視調査や漁業者の聴取により実施。
- ・ 計画見直しに係る専門的な調査を各舟だまりにおいて順次実施。

14.6 温泉供給施設

(1) 施設概要

本市では、令和3年4月時点では、3箇所の温泉供給施設を管理している。

貯湯タンクや配管については、建設から30年以上経過しているものもあり、劣化状況によっては、更新が必要である。

図表 4-14-12 温泉供給施設の数量

分類	本計画(初版) (H27.10.1時点)	本計画 (R3.4.1時点)	増減
温泉供給施設	3箇所	3箇所	増減なし

図表 4-14-13 温泉供給施設一覧

施設名称	所在地	供用年	施設概要
おごと温泉4号泉	雄琴二丁目1686	平成元年	深度1,000m、貯湯槽150t×2基、湧出量320ℓ/分、土地は市所有(フェンス囲み)
おごと温泉5号泉	雄琴二丁目1686	平成10年	深度1,800m、貯湯槽150t×2基、湧出量120ℓ/分、土地は市所有(フェンス囲み)
おごと温泉6号泉	雄琴一丁目1622-3	平成20年	深度1,600m、貯湯槽100t×3基、湧出量65ℓ/分、土地は市所有(フェンス囲み)

(2) 施設の管理等に関する基本的な方針

年1回の委託による点検、台風や地震後には、現場確認を行う。また、計画的に改修を行い、長期的な運用を目指す。

15 水道

(1) 施設概要

本市は、令和元年度末時点において、6 箇所の浄水場、66 箇所の配水池、66 箇所の加圧施設、1,511km に及ぶ管路によって構成される水道施設を保有している。

図表 4-15-1 水道施設

分類	本計画(初版) (H26 年度末時点)	本計画 (R 元年度末時点)	増減
管路	1,457km	1,511km	54km
浄水場	6 箇所	6 箇所	増減なし
配水池	68 箇所	66 箇所	- 2 箇所
加圧施設	69 箇所	66 箇所	- 3 箇所

出典：湖都大津・新水道ビジョン 重点実行計画 中長期経営計画（経営戦略）【令和 2 年度改訂版】

(2) 施設の管理等に関する基本的な方針

「湖都大津・新水道ビジョン 重点実行計画 中長期経営計画（経営戦略）【令和 2 年度改訂版】」に基づき、水道施設の管理等を実施する。

図表 4-15-2 水道 施策体系図



出典：湖都大津・新水道ビジョン 重点実行計画 中長期経営計画（経営戦略）【令和 2 年度改訂版】
概要版

16 下水道

(1) 施設概要

本市は、令和元年度末時点において、処理場 1 施設、中継ポンプ場 147 箇所、污水管渠 1,470km 及び雨水渠施設 92km の下水道施設を保有している。

図表 4-16-1 下水道施設

分類	本計画(初版) (H26 年度末時点)	本計画 (R 元年度末時点)	増減
污水管渠	1,506km	1,470km	56km
雨水渠施設		92km	
ポンプ場	145 箇所	147 箇所	2 箇所
処理場	1 施設	1 施設	増減なし

出典：大津市下水道事業 中長期経営計画（経営戦略）【令和 2 年度改訂版】

(2) 施設の管理等に関する基本的な方針

「大津市下水道事業 中長期経営計画（経営戦略）【令和 2 年度改訂版】」に基づき、下水道施設の管理等を実施する。

図表 4-16-2 下水道 施策体系図



出典：大津市下水道事業 中長期経営計画（経営戦略）【令和 2 年度改訂版】 概要版

17 ガス

(1) 施設概要

本市は、令和元年度末時点において、ガス導管 1,307km、中圧 A 整圧器 11 箇所、地区整圧器 58 箇所のガス施設を保有している。

図表 4-17-1 ガス施設

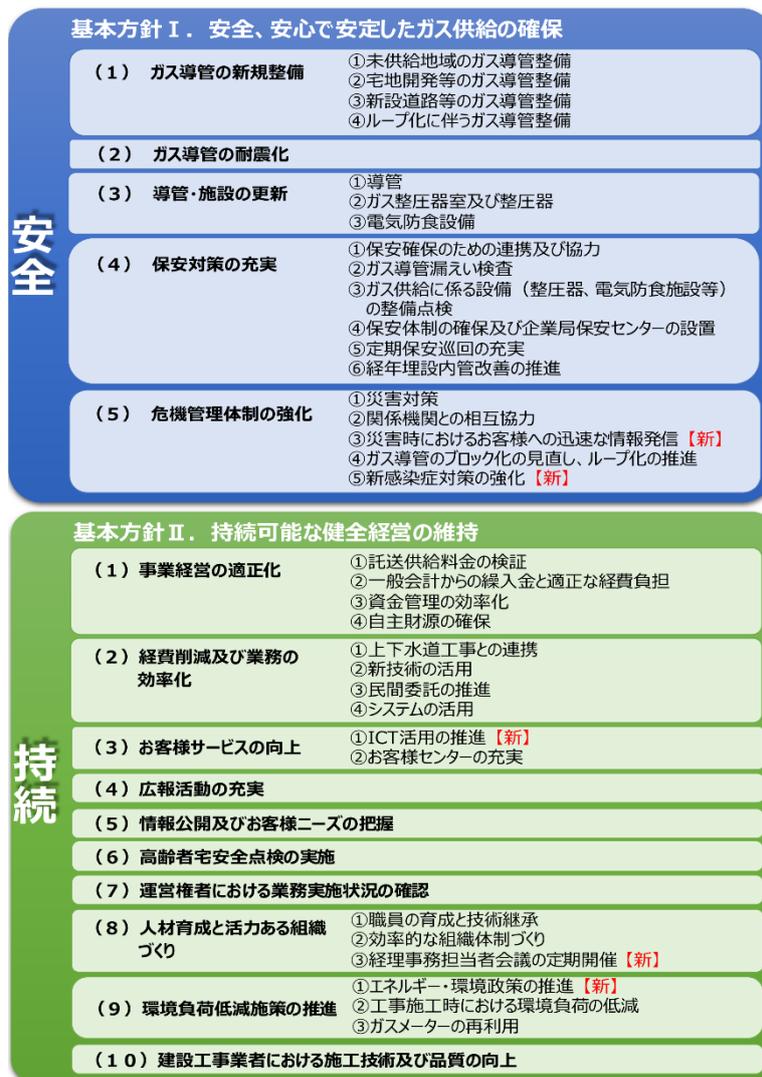
分類		本計画(初版) (H26 年度末時点)	本計画 (R 元年度末時点)	増減
導管		1,258km	1,307km	49km
整圧器	中圧 A 整圧器	11 箇所	11 箇所	増減なし
	地区整圧器	60 箇所	58 箇所	-2 箇所

出典：大津市ガス事業 中長期経営計画（経営戦略）【令和 2 年度改訂版】

(2) 施設の管理等に関する基本的な方針

「大津市ガス事業 中長期経営計画（経営戦略）【令和 2 年度改訂版】」に基づき、施設の管理等を実施する。

図表 4-17-2 ガス 施策体系図



出典：大津市ガス事業 中長期経営計画（経営戦略）【令和 2 年度改訂版】概要版